

令和8年1月30日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、奥井商事株式会社に対し、契約締結を辞退したことから指名停止3ヵ月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

奥井商事株式会社は、令和8年1月16日にオープンカウンター方式で見積合わせをした、札幌開発建設部発注の「クマA I 検知システム用パソコン購入（国営滝野すずらん丘陵公園事務所）」の契約相手方に決定されましたが、納入期限内に完了することが困難であることを理由に契約締結を辞退したことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
奥井商事株式会社	札幌市豊平区豊平五条1丁目2番5号

2. 指名停止措置期間：令和8年1月30日～令和8年4月29日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に關し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線5703）

開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人（内線5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>